

## 船舶事故調査報告書

平成30年4月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成29年7月16日 11時20分ごろ
発生場所	広島県江田島市長浜海岸南方沖 釣士田港釣士田防波堤灯台から真方位261° 1,800m付近 (概位 北緯34°08.5′ 東経132°29.1′)
事故の概要	水上オートバイKawasaki6167は、遊走中、船長が落水して負傷した。
事故調査の経過	平成30年1月4日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ Kawasaki6167、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	240-63438香川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	負傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風速 約2.6m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を2列目及び3列目のシートにそれぞれ座らせ、自らが1列目シートに腰を掛けて操縦し、遊走する目的で長浜海岸を出発した。</p> <p>船長は、長浜海岸南方沖を遊走中、本船が上下に動揺してバランスを崩し、同乗者2人と共に落水した。</p> <p>船長は、腰に痛みを感じたので、友人に119番通報を行うよう要請し、救急車で病院に搬送された。</p> <p>船長は、使い慣れていないサングラスを掛けていて前方から接近する波が見えなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、落水した際、船体で腰部を打ったときに負傷したと本事故後に思った。</p> <p>船長及び同乗者2人は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、長浜海岸南方沖を遊走中、船長が、使い慣れていないサングラスを掛けていて前方から接近する波に気付かなかったことから、船体が上下に動揺した際、バランスを崩して落水し、腰部が船体に当たって負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、長浜海岸南方沖を遊走中、船長が、使い慣れていないサングラスを掛けていて前方から接近する波に気付かなかったため、本船が上下に動揺した際、バランスを崩して落水し、腰部が船体に当たったことにより発生したものと考えられる。

<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・サングラスは、見張りに支障をきたさない使い慣れたものを使用すること。</li></ul>
-----------	--